

・海岸関係事業

1. 平成19年度海岸関係事業の基本方針

中部地方は、水深6,000mの深海から一気に隆起し、日本の屋根である3,000m級のアルプス等が形成される地形であり、海岸線は高さにして7合目に位置し、崩れの多い山々から供給される土砂で維持されてきました。また、奥深い山々から流れ出す大河が多く、中でも木曾川は日本第二位の平野を誕生させ、その約3割がゼロメートル地帯となっています。

海岸の背後地は、位置的にも日本の中心にあり、東名高速道路や国道1号、JR東海道新幹線などの東西交通を結ぶ幹線や、中部国際空港セントレア、名古屋港など世界に開かれたゲートウェイを有し、「日本の“ものづくり産業”の拠点」となっております。

ゼロメートル地帯である伊勢湾沿岸は、台風による“吹き寄せ”を受けやすい地形的な特性から昭和34年の伊勢湾台風等により甚大な高潮災害が発生し、これを契機に海岸堤防が整備されました。しかし、現在、整備後40年以上が経過し、老朽化が進行しているため、施設の安全性の低下が懸念されています。

また、太平洋に直接面する海岸では、外洋で発達した波がそのエネルギーを減衰することなく打ち上がるため、過去には幾度となく災害を受けてきました。

加えて、この地方は、東海・東南海・南海地震による地震被害及びこれに伴う津波被害が危惧されており、沿岸域全ての市町村が「東海地震防災対策強化地域」か「東南海・南海地震防災対策推進地域」(もしくは両方)に指定されており、海岸の地震防災対策の推進が喫緊の課題となっています。

一方、中部地方の海岸は、砂浜で産卵するアカウミガメの上陸する有数の地域であるとともに、白砂青松の景観地が多い。そして砂浜は、防災上も重要な役割を果たしています。しかし、近年は河川からの流出土砂の減少などに伴い海岸侵食が著しくなっているため、新たな海岸保全対策が急がれています。

以上のことから、今年6月に公表された「国土交通省海洋・沿岸域政策大綱」に基づいて以下の対策を実施します。

- ・国土の基線となる海岸の保全を強力に推進

【富士海岸蒲原工区(有脚式離岸堤)等】

- ・東海地震等による強い揺れ、津波、液状化の可能性が予測されている地域について、被害の防止・軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった総合的な地震防災対策を推進

【伊勢湾西南海岸(堤防の耐震補強)、衣浦港海岸(水門・陸閘等の自動化)

清水港海岸(津波・高潮防災ステーション)、師崎港海岸(津波・高潮防災ステーション)等】

- ・自然豊かな海岸線の保全・回復を図り、生態系や周辺環境との調和を図るとともに、地域の個性を生かした快適な海浜利用を促進

【浅羽海岸(サンドバイパス)、浜松篠原海岸(離岸堤等の整備)

津松阪港海岸(護岸の整備)等】